

東京高裁總第2361号

令和3年7月16日

山中理司様

東京高等裁判所長官 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

令和3年3月29日付け（同月31日受付、東京高裁總第1150号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 平成29年4月11日付け東京高等裁判所事務局長事務連絡「判決写しの原審への参考送付について」（片面で1枚）
- (2) 平成30年11月15日付け東京高等裁判所事務局長事務連絡「判決及び決定写しの原審への参考送付について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

(担当) 総務課 電話03(3581)1332 (ダイヤルイン)

(訟ろ-15-A)

平成29年4月11日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

東京高等裁判所事務局長 吉崎佳弥

判決写しの原審への参考送付について（事務連絡）

当庁に係属した訴訟事件で言い渡された判決のうち、下記の判決について、その写し1部を原審の所属長宛てに参考送付することとなりました。

については、4月1日以降に言渡しのあった判決について、毎月1箇月分を取りまとめて翌月に送付しますので、よろしくお取り計らいください。

記

1 民事事件

- (1) 控訴事件で原判決を取り消した判決の全件
- (2) 控訴棄却した判決で、裁判体において原審担当裁判官の執務の参考とするため適当と判断したもの
- (3) 上告事件で法令違背又は事実誤認の理由により原判決を破棄した判決

2 刑事事件

控訴事件で刑事訴訟法第397条1項により原判決を破棄した判決

(訟ろ-15-A)

平成30年11月15日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

東京高等裁判所事務局長 吉崎佳弥

判決及び決定写しの原審への参考送付について（事務連絡）

判決の写しを原審の所属長宛てに参考送付することについては、平成29年4月11日付け当職事務連絡「判決写しの原審への参考送付について」でお知らせしたとおりですが、今後、決定についても対象とすることとなりました。

については、12月1日以降に終局した事件の下記の判決及び決定写しについて、毎月1箇月分を取りまとめて翌月に送付しますので、よろしくお取り計らいください。

記

1 民事事件

- (1) 控訴事件で原判決を取り消した判決
- (2) 控訴棄却した判決で、裁判体において原審担当裁判官の執務の参考とするため適当と判断したもの
- (3) 上告事件で法令違背又は事実誤認の理由により原判決を破棄した判決
- (4) 抗告事件（家事抗告事件も含む。）の決定で、裁判体において原審担当裁判官の執務の参考とするため適当と判断したもの

2 刑事事件

- (1) 控訴事件で刑事訴訟法第397条1項により原判決を破棄した判決
- (2) 抗告事件で原決定を取り消した決定